独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金	
政府開発援助ユネスコ活動費補助金	
地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金	
独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費補助金	
国宝重要文化財等保存整備費補助金	
アイヌ文化振興等事業費補助金	
史跡等購入費補助金	
電源立地等推進対策補助金	
電源立地地域対策交付金	
電源立地等推進対策交付金策等交付金	
原子力発電関連技術開発費等補助金	
独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助金（エネルギー対策特別会計予算に限る。）	

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二〇	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接的に受けるもの（冷蔵倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの			
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二五		
その他のもの			
倉庫事業の倉庫用のもの			
冷蔵倉庫用のもの	一九		
その他のもの	二六		
その他のもの	三一		
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三〇		
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七		
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五		
変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五		
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四		
公衆浴場用のもの	一九		
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの			
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五		
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一九		
その他のもの	二四		

金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）		木造又は合成樹脂造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇
変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九	変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
公衆浴場用のもの	一五	公衆浴場用のもの	一二
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	九
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四		
その他のもの	一七		